

株 主 各 位

第125期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、第125期定時株主総会招集ご通知の添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要	2～6頁
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）	7～9頁
連結計算書類の「連結注記表」	10～17頁
計算書類の「個別注記表」	18～23頁

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

会社法及び会社法施行規則に基づいて取締役会が決議した、当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団（DNPグループ）の業務の適正を確保するための体制の整備の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) DNPグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、原則として月1回開催される取締役会において、DNPグループにおける重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。また、専務以上の取締役で構成される経営会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等についての検討・審議を行います。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、独立性を有する社外役員で構成される諮問委員会における助言・提言を得ることとしています。
- ②当社は、DNPグループの全ての役職員の行動の規範として制定した「DNPグループ行動規範」の徹底を図ります。
- ③当社は、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき、DNPグループにおける内部統制の統括組織として企業倫理行動委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備します。
- ④当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、DNPグループの内部監査及び指導を行います。
- ⑤当社は、DNPグループにおける内部通報の窓口である「オープンドア・ルーム」を社内外に設置し、また資材調達先及び業務委託先からの情報提供の窓口である「サプライヤー・ホットライン」を設置することにより、DNPグループの役職員の法令違反等に関する通報・情報を受け、その対応（通報者に対して不利な取扱いをしないことを含む）を行います。

【運用状況の概要】

- ・当社取締役会は、独立性を有する社外取締役2名を含む11名で構成され、当期は12回開催し、「取締役会規則」に基づき重要事項につき審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行等を監督しました。また、経営会議を17回開催し、

経営上の重要な案件について検討・審議を行いました。諮問委員会は5回開催し、取締役の報酬や候補者の指名等の重要事項について審議が行われ、助言・提言を受けました。

・「DNPグループ行動規範」をDNPグループの全ての役職員に配布するとともに、当社企業倫理行動委員会を中心に、新入社員研修などの階層別研修の機会を通じて、周知徹底を図っています。当社企業倫理行動委員会は、毎月1回開催し、DNPグループにおけるコンプライアンスに関する重要事項について適切に審議するとともに、社員又は資材調達先及び業務委託先が直接情報提供を行うことができる通報窓口を設置し、その周知・徹底を図り、適切に運営しています。当社監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務執行部門から独立した立場で、監査計画に則り、当社各基本組織及びグループ会社の内部監査及び指導を実施し、その結果は、当社代表取締役社長、当社監査役及び会計監査人に報告しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理について定めた規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子文書に記録し、適切に保存・管理します。

【運用状況の概要】

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ基本規程」並びに「文書管理基準」及び「電子情報管理基準」に従い、担当部門にて適切に保存・管理しています。

(3) DNPグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

DNPグループにおけるコンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、製品安全、インサイダー取引及び輸出管理等の経営に重要な影響を及ぼすリスクについては、各リスクに対応する組織において、規程等の整備並びに各基本組織及び各グループ会社に対する検査・指導・教育を実施し、リスクの低減及び未然防止に努めるとともに、リスク発生時には、速やかにこれに対応し、損失の最小化を図ります。また、当社企業倫理行動委員会の統括のもと、定期的にリスクの棚卸しを行い、経営に重要な影響を及ぼす新たなリスクについては、速やかに対応すべき

組織及び責任者を定めます。

【運用状況の概要】

当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、経営に重要な影響を及ぼすリスクを選定し、そのリスクに対応すべき組織及び責任者を定めています。各専門の委員会及び本社各基本組織は、そのリスクに係るコンプライアンス評価を実施し、そのリスクの未然防止に努めており、その活動内容は、当社企業倫理行動委員会に報告しています。

(4) DNPグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、規程等で定める範囲において、業務執行取締役から各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切な権限委譲を実施することにより、業務執行の効率化を図ります。
- ②当社は、各グループ会社が制定・整備する規程等を通じて、DNPグループにおける効率的な業務執行体制の構築を図ります。

【運用状況の概要】

当社は、業務執行取締役の権限を、「組織規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の規程等に基づき、各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切に委譲し、責任体制の明確化を図っています。各グループ会社においても、各社の事業内容、規模等に照らして制定された規程等に基づき、職務権限の整備が行われています。

(5) その他DNPグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用に関して、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、各グループ会社には、これらを基礎として、規程等を制定・整備するよう指導します。
- ②各グループ会社には、前号の方針等に基づき、それぞれの事業内容・規模等を勘案して、親会社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた規程等を自律的に整備させ、各グループ会社の取締役等の重要な職務執行に関する当社への報告体制を構築・運用させるとともに、その職務執行が、法令及び定款に適合

すること及び効率的に行われることを確保します。

- ③DNPグループは、毎事業年度、当社各基本組織及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況を確認するとともに、その内容を当社企業倫理行動委員会に報告します。

【運用状況の概要】

- ・各グループ会社は、当社の「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を基礎として、本社各基本組織の指導のもと、各社の事業内容、規模等を踏まえた規程等を制定・整備しています。また、重要な意思決定については、当社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた「稟議規程」に基づき、当社との事前協議又は当社へ事後報告を行っています。
- ・当社各基本組織及び各グループ会社は、内部統制の整備・運用状況を確認し、当期末までに「部門確認書」として取り纏め、当社企業倫理行動委員会に報告しています。当社企業倫理行動委員会は、その結果について各法令等を主管する本社各基本組織に伝達し、本社各基本組織はその状況を確認し、必要に応じて、各基本組織及び各グループ会社に対して指導・教育を実施しています。
- ・当社監査室、当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、当社各基本組織及び各グループ会社の内部統制の整備・運用状況について、監査もしくは検査、指導・教育を行っています。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するための専任スタッフを配置するため、監査役室を設置します。当該スタッフは、当社監査役の指揮命令のもとに職務を執行しなければならないものとし、その人事考課、異動、懲戒等については、当社監査役会の同意を得るものとします。

【運用状況の概要】

当社は、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを1名選任しています。当該スタッフに対しては、業務執行の実効性を確保するため、適切な調査・情報収集権限を付与しており、その人事考課、異動、懲戒等については、当社

監査役会の同意を得ています。

(7) DNPグループの取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及び
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社監査役は、必要に応じて、いつでもDNPグループの役職員に対して、業務執行等に関する報告を求めることができるものとし、DNPグループの役職員は、法令及び規程等に定められた事項のほか、当社監査役から報告を求められた場合は、速やかに報告を行います。
- ②当社監査役は、当社代表取締役社長及びグループ会社監査役との間で、それぞれ定期的又は随時に意見交換を行います。
- ③当社監査役の職務の執行上必要と認める費用については、当社が負担するものとし、当社監査役会は、事前・事後に当社に請求できるものとしします。

【運用状況の概要】

- ・当社監査役は、DNPグループの役職員から監査に必要な情報について適宜適切に報告を受けており、DNPグループに対する監査内容及びDNPグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況等については、当社監査室及び当社企業倫理行動委員会からそれぞれ定期的に報告を受けています。
- ・当社監査役は、当社代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、グループ会社の監査役とは、適宜連絡会を開催しています。
- ・当社監査役の職務に関する費用は当社に必要と認められる範囲において当社負担としています。

会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づいて決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断についても、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大量買付行為の中には、大量買付者のみが他の株主の犠牲の上に利益を得るような大量買付行為、株主が買付けに応じるか否かの判断をするために合理的に必要な期間・情報を与えない大量買付行為、大量買付け後の経営の提案が不適切である大量買付行為、大量買付者の買付価格が不当に低い大量買付行為等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社の様々なステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることができる者でなければならないと考えます。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現のための取り組み

この基本方針に基づき、当社株式の大量買付けが行われる場合の手続を定め、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保することで、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、当社は、買収防衛策を導入しており、2016年6月29日開催の当社第122期定時株主総会において継続の承認を得ました（以下、継続後のプランを「本プラン」）。本プランの概要は次のとおりであります。

① 買付説明書及び必要情報の提出

株券等保有割合が20%以上となる当社株式の買付け等をする者（以下「買付者」）は、買付行為を開始する前に、本プランに従う旨の買付説明書、及び買付内容の検討に必要な、買付者の詳細、買付目的、買付方法その他の情報を、当社

に提出するものとします。

②独立委員会による情報提供の要請

下記(3)に記載された独立委員会(以下「独立委員会」)は、買付者より提出された情報が不十分であると判断した場合は、買付者に対して、回答期限(最長60日)を定めて、追加的に情報を提供するように求めることがあります。また、当社取締役会に対して、回答期限(最長30日)を定めて、買付けに対する意見、代替案等の提示を求めることがあります。

③独立委員会の検討期間

独立委員会は、買付者及び当社取締役会から情報を受領した後60日間の評価期間をとり、受領した情報の検討を行います。なお、独立委員会は、買付者の買付け等の内容の検討、買付者との協議・交渉、代替案の作成等に必要とされる合理的な範囲内(最長30日)で期間延長の決議を行うことがあります。

④情報の開示

当社は、買付説明書が提出された事実及び買付者より提供された情報のうち独立委員会が適切と判断する事項等を、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に開示します。

⑤独立委員会による勧告

独立委員会は、買付者が本プランに従うことなく買付け等を開始したと認められる場合、又は独立委員会における検討の結果、買付者の買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断した場合は、当社取締役会に対して、本プランの発動(新株予約権の無償割当て)を勧告します。なお、独立委員会は当該勧告にあたり、本プランの発動に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことがあります。

⑥当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関して決議します。なお、当該決議を行った場合は、速やかに、当該決議の概要の情報開示を行います。

⑦大量買付行為の開始

買付者は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施を決議した後に、買付け等を開始するものとします。

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役の恣意性を排するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で客観的な判断が可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者の中から選任するものとし、当社社外取締役の塚田忠夫氏及び宮島司氏並びに当社社外監査役の松浦恂氏が就任しております。

(4) 本プランの合理性

本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものとなっていること、経営陣から独立した独立委員会の判断が最大限尊重されること等の点で、合理性のあるプランとなっております。そのため、本プランは、当社の上記基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトをご覧ください。

(https://www.dnp.co.jp/news/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/29/info_1600629_1.pdf)

以 上

本プランは当期末時点のものを記載しています。本プランの有効期限は2019年6月27日開催の第125期定時株主総会の終結の時までとなっており、当社は2019年5月14日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しています。

詳細につきましては、以下のインターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.dnp.co.jp/ir/>)

以 上

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 107社

主要な連結子会社の名称

丸善CHIホールディングス(株)、北海道コカ・コーラボトリング(株)、
(株)インテリジェント ウェイブ、(株)DNPテクノパック、
(株)DNPファインケミカル、(株)DNPロジスティクス

当連結会計年度より、(株)DNP・SIG Combibloc他1社を、新規設立により連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)DNPテクノリサーチ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 18社

主要な会社等の名称

日本ユニシス(株)、ブックオフグループホールディングス(株)、
(株)文教堂グループホールディングス、
教育出版(株)、DICグラフィックス(株)、
Photronics DNP Mask Corporation、MK Smart Joint Stock Company、
Photronics DNP Mask Corporation Xiamen

当連結会計年度より、AKARI, LLC他1社を、新規出資等により持分法の適用範囲に含めております。

また、(株)オールアバウト他1社は、株式の売却等により持分法の適用範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社・関連会社及び持分法を適用していない理由持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(株)DNPテクノリサーチ他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北海道コカ・コーラボトリング(株)他25社の期末決算日は12月31日、丸善CHIホールディングス(株)他25社の期末決算日は1月31日ではありますが、連結計算書類の作成にあたってはそれぞれ同日現在の財務諸表を使用しております。

また、(株)インテリジェント ウェイブの期末決算日は6月30日、(株)モバイルブック・ジャーニー他1社の期末決算日は9月30日、DNP田村プラスチック(株)の期末決算日は10月31日、(株)DNP・SIG Combiblocの期末決算日は12月31日であり、それぞれ仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

上記の決算日または仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

・デリバティブ 主として時価法

・たな卸資産 貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

商 品 主として個別法による原価法

製 品、仕 掛 品 主として売価還元法による原価法

原 材 料 主として移動平均法による原価法

貯 蔵 品 主として最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として3年間で均等償却する方法を採用しております。
在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。
- ・無形固定資産
(リース資産を除く) 主として定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ・リース資産
(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・賞与引当金 従業員に対して翌連結会計年度に支給する賞与のうち、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ・補修対策引当金 一部の製品に生じた不具合に対して、今後必要と見込まれる補修対策費用を合理的に見積もり、支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として9年）による定率法により計算した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の発現する期間にわたって定額法により償却することとしております。当連結会計年度においては、主として5年間の均等償却を行っております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」(当連結会計年度4,305百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「投資有価証券評価損」は、567百万円であります。

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕

(補修対策引当金)

当社は、一部の製品に生じた不具合に対して、従来は、現地調査結果及び補修実績、当社内での試験結果等に基づき、今後見込まれる補修対策費用を引当金として計上しておりました。

当連結会計年度において、当該製品のうち引当金の対象とした範囲外から当該不具合が発生したため、新たに科学的検証・分析を実施しました。その結果、当該不具合の発生には新たな因子が関係していることが判明したことを踏まえて、今後見込まれる補修対策費用を合理的に最大限の規模で見積ることとしました。

これにより当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失が75,000百万円増加しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,141百万円
土地	5,038百万円
その他	95百万円
計	7,275百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	420百万円
一年内返済長期借入金	340百万円
長期借入金	1,777百万円
その他	2百万円
計	2,541百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,114,407百万円

3. 受取手形割引高 488百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
マレーシア 他	事業用資産	建物及び構築物、機械装置、土地、ソフトウェア、その他
神奈川県小田原市 他	遊休資産 他	建物及び構築物、機械装置、土地、ソフトウェア、その他

当社グループは、減損損失の算定にあたり、主として損益の単位となる事業グループを基準に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別物件ごとに減損の検討を行っております。

この結果、収益性が低下した事業用資産グループ、使用見込みがない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(16,685百万円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物6,301百万円、機械装置4,269百万円、土地2,919百万円、

ソフトウェア2,344百万円、その他850百万円であります。

なお、事業用資産の回収可能価額については、主として将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。遊休資産については、正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定評価等を基準として算定しておりますが、売却価額の算定が困難な遊休資産については、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 324,240,346株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	9,658	32	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月13日 取締役会	普通株式	9,658	32	2018年9月30日	2018年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	9,658	利益剰余金	32	2019年3月31日	2019年6月28日

「金融商品に関する注記」

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しており、資金調達については、銀行からの借入や社債の発行により必要な資金を調達しております。デリバティブ取引は、為替や金利等の変動リスクを回避するために利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わないこととしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内の規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	268,046	268,046	—
(2) 受取手形及び売掛金	351,450	351,450	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	358,501	397,824	39,322
資産計	977,998	1,017,321	39,322
(1) 支払手形及び買掛金	246,138	246,138	—
(2) 短期借入金	42,474	42,474	—
(3) 社債	111,100	112,434	1,334
(4) 長期借入金	12,777	12,783	5
負債計	412,489	413,830	1,340
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(55)	(55)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(15)	(15)	—
デリバティブ取引計	(70)	(70)	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引先金融機関から提示された価格等によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

時価の算定方法は、先物為替相場または取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

時価の算定方法は、先物為替相場または取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	49,549
そ の 他	53

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

「1株当たり情報に関する注記」

1株当たり純資産額	3,300円52銭
1株当たり当期純損失	△118円22銭

個別注記表

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。
 - (1) 商 品 個別法による原価法
 - (2) 製品、仕掛品 売価還元法による原価法
 - (3) 原 材 料 移動平均法による原価法
 - (4) 貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産 (所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産) 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して翌事業年度に支給する賞与のうち、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して翌事業年度に支給する賞与のうち、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(6年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定率法により計算した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において、確定給付企業年金制度につきましては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、前払年金費用として貸借対照表の投資その他の資産に計上しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理に係る費用等について、当事業年度末における見込額を計上しております。

(6) 補修対策引当金

一部の製品に生じた不具合に対して、今後必要と見込まれる補修対策費用を合理的に見積もり、支払見込額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| (2) 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

「表示方法の変更に関する注記」

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「関係会社長期貸付金」(当事業年度1,950百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度における「関係会社長期貸付金」は、2,150百万円であります。

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において「特別損失」の「その他の特別損失」に含めておりました「投資有価証券評価損」(当事業年度4,285百万円)は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度における「投資有価証券評価損」は、566百万円であります。

「会計上の見積りの変更に関する注記」

(補修対策引当金)

当社は、一部の製品に生じた不具合に対して、従来は、現地調査結果及び補修実績、当社内での試験結果等に基づき、今後見込まれる補修対策費用を引当金として計上しておりました。

当事業年度において、当該製品のうち引当金の対象とした範囲外から当該不具合が発生したため、新たに科学的検証・分析を実施しました。その結果、当該不具合の発生には新たな因子が関係していることが判明したことを踏まえて、今後見込まれる補修対策費用を合理的に最大限の規模で見積ることとしました。

これにより当事業年度において、税引前当期純損失が75,000百万円増加しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 36,409百万円
 関係会社に対する長期金銭債権 9,860百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 357,129百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 853,049百万円
4. 受取手形割引高 480百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
 売 上 高 68,923百万円
 仕 入 高 782,303百万円
 営業取引以外の取引高 49,003百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当 期 増 加 数 株 式	当 期 減 少 数 株 式	当 期 末 株 式 数
普通株式	22,403,726	6,336	435	22,409,627

1. 普通株式の自己株式数の増加6,336株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少435株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

「税効果会計に関する注記」

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
補修対策引当金		27,348百万円
投資有価証券評価損		17,777百万円
税務上の繰越欠損金		10,925百万円
減損損失		10,120百万円
退職給付引当金		2,952百万円
貸倒引当金		2,905百万円
賞与引当金		2,505百万円
その他		16,302百万円
繰延税金資産小計		90,839百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△	49,148百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△	10,925百万円
評価性引当額小計	△	60,074百万円
繰延税金資産合計		30,764百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△	73,075百万円
前払年金費用	△	17,395百万円
その他	△	9百万円
繰延税金負債合計	△	90,480百万円
繰延税金負債の純額	△	59,715百万円

「関連当事者との取引に関する注記」

子会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社DNPテクノパック	(所有) 直接100%	当社製品 の製造	製品等 の仕入*1	190,437	買掛金	20,430
				設備賃貸料 の受取*2	9,339	—	—
子会社	株式会社DNPデータテクノ	(所有) 直接100%	当社製品 の製造	製品等 の仕入*1	136,781	買掛金	18,885
子会社	株式会社DNPファインオプトロニクス	(所有) 直接100%	当社製品 の製造	製品等 の仕入*1	101,596	買掛金	8,603

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1. 製品等の仕入については、市場価格等を勘案して、検討・交渉の上決定しております。
- *2. 設備賃貸料の受取については、一般的な取引条件を参考として、賃貸料を決定しております。

「1株当たり情報に関する注記」

1株当たり純資産額	2,219円36銭
1株当たり当期純損失	△169円61銭

以 上